アルバイト・学生の
雇用保険ガイド

Money Forward クラウド

※チェックリストに従うことで、法令違反がないことを保証する資料ではありません。
※あくまで参考としてご活用いただくことを想定している資料です。実際の制度内容は国の資料等をご確認ください。
※当資料は、2025年5月時点の内容となっております。最新の情報はの資料等をご確認ください。

雇用保険の加入条件

以下の要件を満たす労働者は、雇用保険への加入が必要です（一部例外あり）。

① 雇用見込み	31日以上継続して雇用される見込みがあること。	② 所定労働時間	1週間の所定労働時間が20時間以上であること。

法改正 週所定労働時間の要件は、2028年10月1日以降「10時間以上」に緩和予定です。

学生アルバイトの雇用保険の扱い

原則、昼間学生は加入できませんが、以下は加入対象です。

- 夜間、定時制、通信課程の学生
- 卒業見込みがあり、卒業後も同社勤務予定の者
- 休学中の者 など

アルバイトを掛け持ちしている場合

加入条件は**1つの事業所ごと**に判断します。複数勤務先の労働時間は合算しません。

複数で条件を満たす場合	主たる賃金を受ける事業所で加入。	1社のみ条件を満たす場合	その事業所で加入。

例外 65歳以上は、申出により複数事業所の労働時間合算で加入できる場合あり（マルチジョブホルダー制度）。

© MoneyForward, Inc.

アルバイトの失業手当（基本手当）

受給要件	原則、離職前2年に被保険者期間12か月以上など。	**手続き**	ハローワークで求職申込み後、失業認定が必要。
受給開始時期	7日間の待期期間後。自己都合退職の場合、さらに給付制限期間あり。		

法改正 自己都合退職の給付制限は**2025年4月1日以降**の離職から原則**1か月**に短縮（現行2か月。5年間に3回以上の自己都合退職等は3か月）。
指定の教育訓練受講で給付制限が解除される場合あり。

アルバイトの雇用保険加入手続き等

手続き	事業主が雇入れ翌月10日までにハローワークへ届出。
加入確認	従業員は「雇用保険被保険者証」等やハローワーク、マイナポータルで確認可能。
罰則	未加入や虚偽届出には、事業主に罰則（拘禁刑または罰金）の可能性あり。

© MoneyForward, Inc.